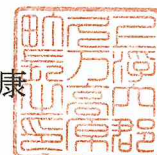


告示第22号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第7項の規定により、地域計画（案）を作成したので、次のとおり公告し、縦覧に供する。

令和7年3月11日

久万高原町長 河野 忠 康



記

1 縦覧期間

自 令和7年3月12日（水）

至 令和7年3月26日（水）

2 縦覧場所、意見書の提出先及び異議の申出先

久万高原町役場 農業戦略課

久万高原町久万212番地

3 意見書提出または異議申出に当たっての留意事項

期間を過ぎての意見書の提出または異議の申出はできません。

意見の提出または異議の申出は書面によることとし、電話では受け付けられません。

4 提出された意見書の取扱い

意見書に対する個別の回答は行いません。地域計画を公告する際に、意見の要旨及び処理結果を併せて公告します。

5 地域計画（案）を作成した地域

- (1) 東明神 (2) 西明神・入野 (3) 久万・菅生・野尻 (4) 上畑野川
- (5) 下畑野川 (6) 直瀬 (7) 露峰・父野川 (8) 二名 (9) 面河（大味川）
- (10) 面河（杣野） (11) 仕七川 (12) 有枝・大川・上黒岩・中黒岩
- (13) 日野浦 (14) 黒藤川・沢渡 (15) 西谷 (16) 中津
- (17) 柳井川